

報告第 1 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 1 1 月 2 9 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	298,694 円	令和3年9月30日午後1時30分頃、我孫子市若松1番地手賀沼公園駐車場において、職員が草刈作業中に草刈機で誤って跳ね飛ばした石が、当該駐車場に駐車中の賠償相手方の乗用車に当たり、当該乗用車の左側前部ドアを損傷させた。	令和3年11月2日 市 100% 相手方 0%
2	252,353 円	令和3年10月15日午後3時15分頃、職員が我孫子市緑1丁目11番4号マツモトキヨシ petit madoca手賀沼公園店駐車場において、公用車を駐車区画に前向きに駐車しようとしたところ、当該駐車区画に上りの傾斜があり、当該公用車の前進が止まったことから、アクセルを踏んだところ、強く踏みすぎてしまったために当該公用車が車止めブロックを乗り越えて当該駐車場のフェンスに衝突し、当該フェンスを損壊させた。	令和3年11月5日 市 100% 相手方 0%